

3. 入居申込者の資格

(1) 共通申込資格

- ① 申込現在において、住宅に困っていること。
 - ・入居しようとする方全員に持ち家がなく、現に住宅に困窮されている方です。
- ② 申込現在において、申込者本人が宇都宮市内に居住し、住民登録があること。または、宇都宮市内に勤務していること。

③ 連帯保証人がいること。

- ・次の要件にあてはまる連帯保証人1名を立てていただきます。

ア 入居者より収入がおおむね多い方

イ 宇都宮市の市営住宅に入居していない方

※連帯保証人の確保が困難な場合は、市が指定する家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結することにより、連帯保証人がいる状態にあると認めます。

◎万一、納期限内に家賃等の納付がなかった場合、保証会社が入居者の方に代わり一時的に立て替えて市に支払いますが、入居者の方の支払義務が免除されるわけではなく、保証会社から家賃等に手数料等を加算した金額を請求されますので、ご注意ください。

④ 申込現在において、世帯の収入が、収入基準の範囲内であること。

- ・所定の計算方法により算出した世帯の収入の基準は、下表のとおりです。

収入 世帯の区分	公 営 住 宅	改良住宅 (富士見・関原1号棟)
一 般 世 帯	158,000円以下	114,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下	139,000円以下

- ・所得基準早見表、裁量階層世帯につきましては(7ページ)を参照してください。

⑤ 申込現在において、市税の滞納がないこと。

- ・申込現在において、これまで課税された市税を、すべて納税していることが必要です。
- ・滞納がある方(滞納分を分割納付している場合を含みます。)は、完納したうえで、申し込んでください。

⑥ 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(2) 家族向けの条件

- ① 申込現在において、同居または同居しようとする親族がいること。
 - ・市営住宅は、原則として2名以上の親族で構成された世帯が入居できます。
 - ・入居日までにその婚約者と結婚する場合は入居できます。
 - ・栃木県の「とちぎパートナーシップ宣誓制度」において宣誓された方々も、同居親族とみなされます。
- ② 4DKは、5人以上の世帯員で構成された世帯で入居すること。

(3) 単身向けの条件

- ① 申込現在において、下記のいずれかにあてはまること。
 - ・満60歳以上の方
 - ・次の障がい認定を受けている方
 - ア 身体障がい者手帳 1～4級
 - イ 精神障がい者保健福祉手帳 1～3級
 - ウ 療育手帳 A1～B2
 - ・戦傷病者がいる世帯（特別項症から第6項症まで又は第1款症の方）
 - ・原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ・海外からの引揚者で、引揚の日から5年未満の方
 - ・ハンセン病療養所入所者等
 - ・DV（配偶者暴力）被害者等
 - ・生活保護を受給中の方
- ② 連帯保証人の他に身元引受人を立てていただきます。（連帯保証人と兼任可）

※なお、次の方は申込できません。

「日常生活において常時介護を必要とする方」で、

- ア 居宅において介護を受けられない程度の身体・精神的状態にある方
- イ 居宅において介護を受けることが困難であると認められる方

- ③ 申込できる住宅は、2K・1DK・2DK・2LDK・3DKの一部です。

(4) シルバーハウジング住宅（高齢者用住宅）の条件

- ① 下記のいずれかにあてはまること。
 - ・満60歳以上の単身世帯
 - ・満60歳以上の夫婦のみの世帯（夫婦のいずれかが満60歳以上）
（例）申込可能 夫60歳 妻59歳
 申込不可能 夫59歳 妻59歳
 - ・満60歳以上の2名の親族からなる世帯（2名とも満60歳以上）

- ② 自立生活が営める程度の健康状態にあること。
 - ・老齢に伴う身体の機能低下が認められる方のうち、食事、排泄、日常の外出等自立して（常時の介助を必要とせずに）日常生活を営める程度の健康状態にある方。
 - ・申込時現在において、継続して就労中の方は申込できません。（一般的に身体能力が高いものと見なします。）

- ③ 親族による援助が困難であること。

※ 面接審査について

- ・シルバーハウジング住宅の入居申込をされた方は、通常書類を提出していただくほか、資格を審査するため、後日「面接審査」を行います。
- ・書類審査および面接審査の結果によっては、シルバーハウジング住宅の入居資格が認められない場合もありますので、ご了承ください。

(5) 身体障がい者用住宅の条件

- ① 申込者本人又は同居しようとする親族が、下肢または体幹にかかる身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方で、常に車いすを使用する状態であること。

※単身での入居が可能ですが、障がいにより常時の介護を必要とする状態にあるにも関わらず、居宅において介護を受けることが困難な場合は、同居人が必要です。